瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　原　一郎

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「瀬戸内海」　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める瀬戸内海

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に規定する届出漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

2　操業の承認

(1)　平成二十六年四月一日から平成二十六年十二月三十一日の間に瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十六年三月十日までに申請し、あらかじめ瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(2)　前号の承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書（以下「申請書」という。）に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添えて行うものとする。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3)　第一号の承認の申請は、申請者の住所の所在する府県ごとに、委員会事務局（以下、「事務局」という。）である瀬戸内海漁業調整事務所に提出して行うものとする。

3　承認証の交付

(1)　委員会は、2の第一号の承認をしたときは、申請者に別記様式第二号による承認証を交付する。次号及び第四号の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3)　前号に基づく変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、申請人が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(4)　委員会は、2の第一号の承認を受けた者（第二号の規定により変更の承認を受けた者を含む。以下「旧承認者」という。）から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5)　2の第二号の規定は、前号の承認の申請について準用する。この場合において、申請者は、旧承認者が現に所持している承認証及び別記様式第四号による廃業届を添えて行うものとする。

(6)　第二号又は第四号による申請は、事務局に提出して行うものとする。

4　漁獲実績報告書

2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を平成二十七年一月三十一日までに事務局に提出しなければならない。

5　承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

6　承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第六十八条第四項で準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

7　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年十二月一日から平成二十七年一月三十一日までとする。